

# 「食べきり協力店登録制度」実施要領

大仙市 市民部 生活環境課

## 1 目的

食品ロス削減を推進するため、市と協同で取り組む飲食店等を「食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、協力店において食品ロス削減に向けた取組を実践し、その取組を広く紹介する事で、市民の食品ロス削減への意識啓発を図る。

## 2 対象事業者

大仙市内で営業する飲食店、宴会場、スーパー等（以下「店舗」という。）とする。

## 3 登録要件

次に示す取組項目を、1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

市は協力店として登録した店舗に対し、協力店ポスター、ステッカーを配布及び交付する。

- (1) 協力店ポスター、ステッカー等を店内に掲示し、食品ロス削減の啓発活動の実施
- (2) 食べ残しを減らすための呼びかけ実践  
例：宴会時、幹事へ「30・10（さんまるいちまる）運動」実践の呼びかけ  
注文時や予約時の適量注文の呼びかけ 等
- (3) 分量に配慮したメニュー等の導入  
例：小盛りメニュー・ハーフサイズメニューの設定、ごはんの量の調整 等
- (4) 持ち帰り希望者への対応  
例：消費期限等を説明した上での持ち帰りパック提供、持ち帰り可能な案内 等
- (5) 食品の期限前の売りきりの工夫  
例：消費期限と賞味期限の正しい理解の周知、期限が近い商品の販売時の工夫 等
- (6) 上記以外の食品ロス削減のための工夫

#### 4 取組内容

- (1) 協力店は、3で選択した取組を積極的に実践し、食品ロスの発生抑制に努める。
- (2) 協力店は、来店者へこの取組について、積極的にPRし周知を図る。
- (3) 協力店は、市で実施する食品ロス削減に関する事業や取組に関する調査等へ協力するものとする。

#### 5 登録店舗の紹介

市は、登録店舗での取組内容等について、ホームページや広報等で紹介する。  
なお、店舗は協力店登録時点で店舗情報の掲載を承諾したものとする。

#### 7 登録の中止

- (1) 協力店は、取組内容が合わなくなった場合や、店舗を廃止するなどの理由で取組を中止する場合は、登録中止の旨を市へ届出るとともに、ポスター等の掲示を取りやめること。
- (2) 市は、協力店から登録中止の届出があった場合は、協力店の掲載情報から店舗情報を削除する。

#### 8 登録内容の変更

協力店は、取組内容に変更が生じた場合は、市へすみやかに届出るものとする。

#### 9 登録の取消

- (1) 市は、協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。
- (2) 登録を取消された協力店は、すみやかにポスター等の掲示を取りやめること。

#### 附則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。